



れんげそう

令和6年5月31日
福生第五小学校
学校通信第562号

環境を考える

校長 泉田 巧人

日に日に暑さが増してきますが、子どもたちは6月1日（土）の運動会に向け一生懸命に練習を重ねています。特に、1年生は小学校になって初めての運動会です。毎日元気に練習する姿がとても立派です。また、6年生にとっては最後の運動会です。最上級生の貫録を見せるべく真剣に練習に取り組んでいます。当日は、ぜひ御参観いただき、温かい声援を送っていただきますようお願いいたします。

さて、6月は紫陽花（あじさい）の季節です。私は出張に行く際、自転車でせせらぎ通りをよく通るのですが、そこには青や紫、赤など色とりどりに花を咲かせているきれいな紫陽花があり、見ただけで心が和んできます。紫陽花の花の色の違いを調べました。紫陽花の花の色のベースは「アントシアニン」という色素だそうです。アントシアニンは通常は赤色ですが、アルミニウムと反応すると、青色に変化



ムクドリが巣を作った校庭の巣箱

します。アルミニウムは酸性によく溶け、アルカリ性には溶けにくい性質のため、酸性の土壌ではアルミニウムがたくさん溶け出すため青色、アルカリ性の土壌ではアルミニウムの溶ける量が少ないため赤色、中性の土壌では中間で紫になります。実際には他にも様々な要素が関係するそうですが、大まかに説明するとこのようになります。日本では酸性の土壌が多いため青色の紫陽花が多く見られますが、土壌を中性やアルカリ性に保つことで紫色、赤色の花を咲かせることができます。紫陽花は土壌の環境を整えることで、希望する花の色が楽しめるということです。

この紫陽花の花の色を子どもたちの学習に置き換えて考えてみました。子どもたちの興味・関心に応じて学習環境を整えると学習を深めることができると思います。更に選択できるように学習環境を整えると興味・関心が引き出せ、学習が広がることにつながると思います。どちらも大切であり必要なことであると考えます。学校や家庭で学習環境を整えることは子どもの学びを支え、子どもたちの将来の自己実現につながります。学校と家庭が協力し、全ては五小ふっさっ子のために、より良い学習環境を実現できるよう、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

ふれあい（いじめ防止強化）月間

東京都では、6月、11月、2月に、「いじめや不登校、暴力行為等の問題行動への取組状況を総点検するとともに、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を推進すること」を目的としてふれあい月間を実施しています。いじめは重大な人権侵害です。いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法 第2条」には、次のとおり定義されています。『この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

例えば、友達同士で、一方は「遊びのつもり」でたたいた行為や「冗談のつもり」で言った言葉であっても、受けた方が「嫌だな」と心身に苦痛を感じると「いじめ」の対象になります。

また、「同法 第9条 第1項」には保護者の責務等として、次のとおり規定されています。『保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。』

学校では、いじめの定義に沿って「いじめ」を認知したときは、保護者に連絡を取らせてもらい連携して解決していきたいと思っています。いじめは絶対に許さないという信念の下、人権教育を柱とする環境を整えて、「やさしい学校」づくりを進めていきます。御協力をお願いいたします。